８　地域金融調査官は、命を受けて、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事し、及び調査官の行う事務を整理する。

９　調査官は、命を受けて、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事する。

（資産運用室及び証券監督専門官等）

第十四条　証券課に、資産運用室並びに証券監督専門官一人及び資産運用調整官一人を置く。

［２～４　略］

５　資産運用調整官は、命を受けて、資産運用室の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人、特別検査官二十二人、専門検査官十四人、証券検査官百五十六人（うち百人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十六人（うち百十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百六十一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［２～25　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部改正）

第二条　公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［項を加える。］	［項を加える。］
（資産運用室及び証券監督専門官） **第十四条**　証券課に、資産運用室及び証券監督専門官一人を置く。 ［２～４　同上］ ［項を加える。］	（資産運用室及び証券監督専門官） **第十四条**　証券課に、資産運用室及び証券監督専門官一人を置く。 ［２～４　同上］ ［項を加える。］
（総括調整官等） **第二十三条**　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人、特別検査官二十一人、専門検査官十四人、証券検査官百五十五人（うち百人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十五人（うち百十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百五十九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。 ［２～25　同上］	（総括調整官等） **第二十三条**　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人、特別検査官二十一人、専門検査官十四人、証券検査官百五十五人（うち百人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十五人（うち百十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百五十九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。 ［２～25　同上］
（事務局に置く室等） **第一条**　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験室及び審査検査室並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十四人（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	（事務局に置く室等） **第一条**　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験室及び審査検査室並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十四人（うち七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

附　則

この府令は、令和二年四月一日から施行する。